

雇用者の義務

毎月の義務	交通費補助 月収が法定最低賃金2ヵ月分以下の労働者には、別途交通費補助を支給。2018年は、88,211ペソ/月(毎年改正)	年金 各労働者の給与の16%。このうち12%は雇用者負担。	保健医療 各労働者の給与の12.5%。このうち8.5%は雇用者負担。	労災 企業の経済活動が分類されるリスク種類及び実際の職場の事故発生率等により、名目賃金月額0.348～8.700%を負担。	家族補償公庫等への支払い 法定最低賃金月額の10倍以上を支払う場合、名目給与月額9%相当で、全額雇用者負担(内訳:家族補償公庫4%、家族福祉院3%、職業訓練庁2%)。法定最低賃金月額10倍未満の場合、家族補償公庫の4%のみ負担。	時間外労働 午後10時から午前6時までの夜間勤務は、日中の時間給の35%増。日中の時間内に行われた時間外労働には通常時間給の25%増、夜間に行われた場合には通常時間給の75%増の報酬が支払われる。
半期ごとの義務	法定賞与 年間あたり給与30日分を、2回(6月、12月)に分けて支払う。					
毎年の義務	退職金積立金 (退職金基金への支払い) 就労1年に対し、給与1ヵ月分。1年に満たない分は、就労期間に比例する。毎年2月15日迄に支払わなくてはならない。		退職金積立利子 (被雇用者への支払い) 毎年12月31日に清算される退職金積立金の12%に相当。		休暇 各就労年につき、有給は就労日15日間。	
労働者のために適用される義務	支給 月収が法定最低賃金月額2ヵ月分以下の労働者で、3ヵ月以上勤務した者に対し、1年に3回作業着1着と靴1足を支給する。		産休 有給18週間。出産予定日の2週間前から休暇に入ることができる(双生児、多胎児の場合は20週間)。		出産に伴う父親休暇 出産日以降、有給は就労日8日間。	

出所: PROCOLOMBIA、労働法